

九州共立大学後援会会則

(名称)

第一条 本会は、九州共立大学後援会と称し、事務局を九州共立大学（以下「本大学」という）内に置く。

(目的)

第二条 本会は、会員と本大学との連絡を緊密にし、本大学の発展に資することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1、本大学の教育の充実振興に対する協力および援助。
- 2、学生および教職員の研究、教育活動に対する援助。
- 3、学生の指導および課外活動、学生生活を豊かにする育成指導に必要な援助。
- 4、学生の就職あっせん活動に対する援助。
- 5、その他、本会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第四条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1、正会員 本大学大学生および大学院生の父母または保証人。
- 2、特別会員 本大学教職員。

(役員)

第五条 本会に次の役員を置く。

- 1、会長 一名
- 2、副会長 若干名
- 3、理事 若干名
- 4、監査 三名

(役員を選任)

第六条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- 1、理事は、正会員の中より選出する。ただし、理事に欠員が生じ補充する必要があるときは、理事会がこれを正会員の中から選出し、次の総会において報告するものとする。
- 2、会長、副会長は理事の中より互選する。
- 3、監査は、理事より二名・特別会員より一名選出する。

(役員の仕事)

第七条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1、会長は本会を代表して会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3、理事は理事会を構成し、重要事項を審議する。
- 4、監査は会計を監査する。
- 5、会長・副会長と理事は、理事会を構成し、通常業務を審議運営する。
- 6、役員は無報酬とする。ただし交通費等の必要経費は支給する。

(幹事)

第八条 本会の会務を処理するため、理事会の委嘱により、総務課長・学生支援課長の幹事を置く。

(役員の仕事)

第九条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1、役員の仕事は一年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 2、役員は、その任期終了後においても新役員が就任するまでは、その任務を行わなければならない。
- 3、補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第十条 本会の総会は、会長の招集により毎年一回開催し、議長は理事がこれにあたる。ただし、次の場合は臨時に総会を開催することができる。

- 1、会長が必要と認めた場合
- 2、正会員総数の五分の一以上の連署をもって要請があつた場合。
- 二、総会は、出席者と委任状の総数が、総会員数の二分の一を超えなければ総会を開催することができない。
- 三、前項により総会が成立しないときは、議案の決定を理事会に一任する。

(総会に付議する事項)

第十一条 総会は、次の事項を審議決定する。

- 1、会則の改正
- 2、事業計画
- 3、予算および決算

4、その他、重要事項

(議決)

第十二条 議案の決定は、出席者と委任状の総数の二分の一以上の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(教育専門委員会)

第十三条 本会の目的ならびに運営を円滑に遂行するため、教育専門委員会(以下「委員会」という)を設ける。

二、委員は、経済学部長・スポーツ学部長・教務部長・学生支援部長・図書館長・事務局長・とし理事会が委嘱した総務課長・学生支援課長・教務課長・入試課長・業務課長を幹事とする。

三、委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。

(顧問)

第十四条 本会に顧問を置くことができる。顧問は学長、副学長、二名とする。

(運営費)

第十五条 本会の運営は、正会員の入会金・会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

二、入会金は八千円とし入学時限り納入するものとする。

三、会費は年額一万円とし、二期(四月・九月)にわたり分納する。

四、納入した会費等は返還しない。ただし、入金については、入学時に兄弟が本大学に在学している場合で、入学後、期日までに申請があった場合は返還するものとする。

(監査報告)

第十六条 監査は、収支決算書・財産目録等について、各帳簿・預金通帳・証ひょう等と照合監査し、監査報告書を付し総会において報告を行う。

(慶弔規定)

第十七条 本会の慶弔に関する規定は、別にこれを定める。

(会計年度)

第十八条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

(雑則)

第十九条 本会則に定めない事項については、理事会において決定し、その旨を次の総会に報告する。

九州共立大学後援会慶弔規定

第一条 この規定は、九州共立大学後援会会則第十七条に基づきこれを定める。

第二条 本会は、下記の基準により弔慰金をおくる。

- 1、学生の死亡 三万円および弔電。
- 2、教職員の死亡 三万円および弔電。
- 3、学生の父母・配偶者および子供の死亡………二万円。
- 4、学生および教職員が、公的な事由により疾病傷害を受けたときは事情勘案の上適切な額を見舞金としておくる。

(附則)

- この会則は、昭和59年4月1日より施行する。
- この会則は、昭和61年4月1日より一部改正。
- この会則は、昭和62年7月18日より一部改正。
- この会則は、昭和63年6月21日より一部改正。
- この会則は、平成元年6月30日より一部改正。
- この会則は、平成2年6月27日より一部改正。
- この会則は、平成3年6月29日より一部改正。
- この会則は、平成6年5月27日より一部改正。
- この会則は、平成8年6月10日より一部改正。
- この会則は、平成12年7月3日より一部改正。
- この会則は、平成13年6月19日より一部改正。
- この会則は、平成14年6月8日より一部改正。
- この会則は、平成19年6月16日より一部改正。
- この会則は、平成23年6月5日より一部改正。
- この会則は、平成30年4月1日より一部改正。

第三条 前条に定めるものの外、慶弔見舞につき必要な事項が生じたときは、理事会の議を経て適正な額をおくる。

第四条 本会は次の場合、理事会の議を経て適当な謝意または祝意を表す。

- 1、本大学に特に功労のあったもの。
- 2、学術・教育上特に顕著な業績をあげたもの。

(附則)
この規定は、昭和59年4月1日より施行する。
この規定は、昭和61年4月1日より一部改正。
この規定は、昭和62年7月18日より一部改正。
この規定は、平成14年6月8日より一部改正。